

## 調査計画

### 1 調査の名称（■特定一般統計調査 □その他的一般統計調査）

野生鳥獣資源利用実態調査

### 2 調査の目的

野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模を算出する等に必要なデータを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的に実施する。

### 3 調査対象の範囲

#### （1）地域的範囲（■全国 □その他）

#### （2）属性的範囲（□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている施設

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### （1）報告者数

約900施設（注1）

（注1） 調査対象候補者名簿整備後、報告を求める者の数が確定する。

#### （2）報告者の選定方法（■全数 □無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

都道府県、保健所設置市及び特別区からの情報により把握した野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設の全てを対象とする。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### （1）報告を求める事項

##### ア 食肉処理施設の概要

（ア）設立年月日

（イ）設置者、運営者

- (ウ) 施設の経営状況
- (エ) 施設面積
- (オ) 年間処理能力
- (カ) 金属探知機の有無
- (キ) 調査対象期間における食肉処理実施期間
- (ク) 年間施設稼働日数
- (ケ) 年間作業従事者数及び専従者数
  - イ 食肉処理施設の処理実績
    - (ア) 鳥獣種別の仕入れ価格
    - (イ) 鳥獣種別の解体処理価格
    - (ウ) 鳥獣種別の捕獲場所の都道府県名、解体頭・羽数、搬入時の体重（鳥獣種別計）
  - (エ) 鳥獣種別の捕獲方法割合
  - (オ) 廃棄物処理量及び廃棄物処理経費
- ウ 食肉処理施設の販売実績等
  - (ア) 鳥獣種別・形態等別の販売金額及び販売数量
  - (イ) 鳥獣種別の販売先数量割合
  - (ウ) 鳥獣種別の解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量
  - (エ) 鳥獣種別の加工販売の販売金額及び加工仕向け食肉数量
  - (オ) 鳥獣種別の調理販売の販売金額及び調理仕向け食肉数量
  - (カ) 食肉以外の製品別の販売金額及び仕向け・販売数量

[集計しない事項の有無] ■無 □有

## (2) 基準となる期日又は期間

- ア 5 (1) ア (ア) から (エ) 及び (カ) は、調査実施年の3月31日時点
- イ 5 (1) ア (オ)、(キ)、(ク) 及び (ケ) 並びにイ及びウは、調査実施年の前年4月1日から3月31日までの1年間
  - ただし、上記期間で記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

農林水産省 - 民間事業者（注2） - 報告者

(注2) 農林水産省(本省)が契約した民間事業者(以下「民間事業者」という。)

## (2) 調査方法

- 郵送調査    オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)  
調査員調査    その他(FAX)

### [調査方法の概要]

#### ア 郵送調査

民間事業者が調査票を郵送により配布し、郵送により調査票を回収する自計調査の方法。

#### イ オンライン調査

報告者から協力が得られる場合は、民間事業者が政府統計共同利用システム(オンライン調査システム)の回答に必要なアドレス、政府統計コード、調査対象者ID及び確認コードを調査票とともに配布してオンライン調査システムにより回収する自計調査の方法。

上記のほか、電子メールによる自計調査の方法(報告者に民間事業者の専用メールアドレスの通知とパスワードを設定した入力フォーマットを提供し、当該フォーマットで専用メールアドレス宛に提出)。

#### ウ その他(FAX)

民間事業者が調査票を郵送により配布し、FAXにより調査票を回収する自計調査の方法。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ( )  
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年 : 年)

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬～6月中旬

## 8 集計事項

別添1のとおり。

なお、本調査は、野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設の全てを対象として調査を実施しているが、有効回収率が100%にならない場合は、別添2の推定方法により補完して集計を実施。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)  
(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット(e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

概要を調査実施年の9月下旬までに、詳細を調査実施年の12月下旬までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

■使用しない

本調査は、食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている施設を調査対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票：3年（調査実施年の翌年4月1日から起算）

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長

## 集計事項

集計事項	集計地域	
	全国	都道府県
1 食肉処理業の許可を有する野生鳥獣処理施設の概要		
(1) 設立年、設置者・運営者別施設数		
(2) 施設面積規模別施設数	●	●
(3) 年間処理能力の総頭・羽数、金属探知機の有無別の施設数	●	●
(4) 食肉処理実施期間別施設数		
(5) 食肉処理施設の経営状況		
2 食肉処理を実施した施設の稼働状況		
(1) 年間施設稼働日数規模別施設数	●	●
(2) 年間作業従事者数及び専従者数規模別施設数	●	●
(3) 仕入れ平均価格、解体処理の請負平均価格		
(4) 解体実績		
ア　鳥獣種別の解体総頭・羽数		
イ　イノシシの解体頭数規模別の施設数		
ウ　シカの解体頭数規模別の施設数		
エ　その他鳥獣を解体した鳥獣種別施設数	●	●
オ　鳥獣種別の搬入時の総体重、1頭・羽当たりの体重	●	●
(5) 捕獲方法		
ア　鳥獣種別捕獲方法別の解体総頭・羽数		
イ　鳥獣種別捕獲方法割合		
3 廃棄物処理量、廃棄物処理経費	●	●
4 食肉処理施設の販売実績等		
(1) 食肉及び食肉以外の販売がある食肉処理施設数		
(2) 食肉処理施設が販売した食肉及び食肉以外の販売総金額		
(3) 食肉処理施設が販売した食肉及び食肉以外の販売総数量等	●	●
(4) 食肉処理施設が販売した食肉及び食肉以外の販売金額（1施設当たり）		
(5) 食肉処理施設が販売した食肉及び食肉以外の販売数量等（1施設当たり）		
(6) イノシシ		
ア　部位別等販売総金額		
イ　部位別等販売総数量	●	●
ウ　部位別等販売単価		
(7) シカ		
ア　部位別等販売総金額		
イ　部位別等販売総数量	●	●
ウ　部位別等販売単価		
(8) その他鳥獣		
ア　鳥獣種別販売総金額		
イ　鳥獣種別販売総数量	●	●
ウ　鳥獣種別販売単価		
(9) 食肉処理施設が販売した食肉の販売先		
ア　イノシシの販売先別の販売総数量、販売先割合		
イ　シカの販売先別の販売総数量、販売先割合	●	●
ウ　その他鳥獣の販売先別の販売総数量、販売先割合		
(10) 鳥獣種別の食肉用の解体処理のみの請け負い、自家消費向け別食肉数量		
5 イノシシ、シカの解体頭数（捕獲した都道府県ごと）	●	●

## 集計方法について

野生鳥獣資源利用実態調査は、野生鳥獣の食肉処理を行う食肉処理施設の全てを対象として調査を実施しており、有効回収率が 100 %にならない場合は、以下のとおり推定値を算出。

### 1 都道府県別の推定値

- (1) 都道府県ごとに有効回答が得られた調査対象施設について、調査結果の解体頭・羽数の値により 7 階層に区分。
- (2) 有効回答が得られなかった施設については、別途聞き取り等により把握した調査対象期間における解体頭・羽数の実績等の情報に基づき、(1) と同様の階層に区分。
- (3) 階層区分別の調査対象施設数及び有効回答施設数を用いて、都道府県別階層区分別の有効回収率を算出。
- (4) 都道府県別階層区分別に有効回答の得られた施設ごとの調査値に当該の有効回収率の逆数を乗じた値を合計し、都道府県別の総計を算出。

〈推定値の計算式〉

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

$T$  :  $x$  の総計の推定値

$i$  : 都道府県別解体頭・羽数規模階層（以下「階層区分」という。）を表す添字

$j$  : 標本を表す添字

$L$  : 階層区分の数

$N_i$  :  $i$  階層区分の母集団の大きさ

$n_i$  : 調査結果が得られた  $i$  階層区分の標本数

$x_{ij}$  : 調査結果が得られた、 $i$  階層区分の  $j$  番目の標本施設に係る  $x$  の調査値

なお、都道府県別解体頭・羽数規模階層に有効回答がない場合は、同一解体頭・羽数規模のその都道府県が存在する地方農政局の 1 施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象者数に乗じて推定値とし、同一解体頭・羽数規模のその都道府県が存在する地方農政局に有効回答がない場合は、全国の 1 施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象者数に乗じることにより推定。

### 2 全国計の推定値

- 1 による都道府県別の推定値を合計して算出。